

【新旧対照表】

《 セブンカード（一般法人用）規約・規定集 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

表紙		
現行	改定後	備考
本規約・規定集の対象となるカードは、券面に「SEVEN CARD」または「IY CARD」と記載のあるカードです。	本規約・規定集の対象となるカードは、券面に「SEVEN CARD」 <u>または「IY CARD」</u> と記載のあるカードです。	【改定】 記載がある券面なしのため

本文		
現行	改定後	備考
第1章 総則 第1条（定義） 1. 本規約において「カード」とは、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）が、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）と提携して発行するクレジットカードである「セブンカード法人カード」をいいます。なお、「セブンカード法人カード」には、当社が発行するカードで券面に「SEVEN CARD」と記載のあるカードのみならず、券面に「IYCARD」と記載のあるカードも含まれます。	第1章 総則 第1条（定義） 1. 本規約において「カード」とは、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）が、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）と提携して発行するクレジットカードである「セブンカード法人カード」をいいます。なお、「セブンカード法人カード」には、当社が発行するカードで券面に「SEVEN CARD」と記載のあるカード<u>のことを指します。のみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。</u>	【改定】 記載がある券面なしのため
会員情報の取扱いに関する重要事項 第1条 会員情報の収集・保有・利用・預託 1. （6）法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、当社が収集した代表者等（第5条第1項に定めるものをいいます。）のクレジット利用・支払履歴。	会員情報の取扱いに関する重要事項 第1条 会員情報の収集・保有・利用・預託 1. （6）法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等<u>を基に個人情報情報機関から</u>当社が収集した代表者等（第5条第1項に定めるものをいいます。）のクレジット利用・支払履歴。	【改定】 実態に合わせるため
第2条 会員情報の利用 1. 会員等は、当社が以下の目的のために前条第1項（1）、（2）、（3）、（4）の会員情報を利用することに同意します。	第2条 会員情報の利用 1. 会員等は、当社が以下の目的のために前条第1項（1）、（2）、（3）、（4）、<u>（5）、（6）</u>の会員情報<u>（第5条により個人情報情報機関からのみ取得された個人情報は除く）</u>を利用することに同意します。	【改定】 実態に合わせるため
第4条 会員情報の共同利用 1. 会員等は第1条第1項（1）、（2）、（3）、（4）の会員情報	第4条 会員情報の共同利用 1. 会員等は第1条第1項（1）、（2）、（3）、（4）、<u>（5）、（6）</u>の会員情報<u>（第5条により個人情報情報機関からのみ取得された個人情報は除く）</u>	【改定】 実態に合わせるため
第6条 個人情報の開示・訂正・削除 2. 〔個人情報に関するお問い合わせ〕 株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 （9：00AM～5：00PM 土・日・祝・1/1～1/3 休） 〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5 （電話マーク入る）03-6238-2952	第6条 個人情報の開示・訂正・削除 2. 〔個人情報に関するお問い合わせ〕 株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 <u>※電話番号は当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/company/priv.html）の会社概要（個人情報保護方針）にて掲載しております。</u> <u>（9：00AM～5：00PM 土・日・祝・1/1～1/3 休）</u>	【改定】 お客様相談室移転に伴う対応のため

	〒102-8437 —東京都千代田区二番町4番地5 —（電話マーク入る）03-6238-2952	
<ご相談窓口> 3. 株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 （9:00AM～5:00PM 土・日・祝・1/1～1/3 休） 〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5 （電話マーク入る）03-6238-2952	<ご相談窓口> 3. 株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 <u>※ 電話番号は当社ホームページ</u> <u>（https://www.7card.co.jp/company/priv.html）の会社概要（個人情報保護方針）にて掲載しております。</u> （9:00AM～5:00PM 土・日・祝・1/1～1/3 休） 〒102-8437 —東京都千代田区二番町4番地5 —（電話マーク入る）03-6238-2952	【改定】 お客様相談室移転に伴う対応のため

ポイントサービス特約		
現行	改定後	備考
1. ポイント利用加盟店におけるポイントの加算について (1) 加算の方法 ③ ショップポイント … ポイント利用加盟店においてカード（クレジット払い）・現金・商品券・ギフト券でお支払いのとき、お買上レシートに表示された 1P 対象税抜金額 200 円ごとに 1 ポイント加算します。 ※ ポイント利用分・割引セール時の割引金額は加算対象外となります。 クレジットポイント (A) … ポイント利用加盟店においてカードによるクレジット決済をされたお買上金額（税込）200 円ごとに 1 ポイント加算します。※ 加算されるポイント数＝お買上金額（税込）÷ 200×1 ポイント（小数点以下四捨五入）	1. ポイント利用加盟店におけるポイントの加算について (1) 加算の方法 ③ ショップポイント… ポイント利用加盟店においてカード（クレジット払い）・現金・商品券・ギフト券でお支払いのとき、 <u>当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/）において記載のとおりポイントを加算します。このポイントは、ご利用代金明細書に表示され当社指定の日付に加算されます。</u> お買上レシートに表示された 1P 対象税抜金額 200 円ごとに 1 ポイント加算します。 ※ ポイント利用分・割引セール時の割引金額は加算対象外となります。 クレジットポイント (A) … —ポイント利用加盟店においてカードによるクレジット決済をされたお買上金額（税込）200 円ごとに 1 ポイント加算します。※ 加算されるポイント数＝お買上金額（税込）÷ 200×1 ポイント（小数点以下四捨五入）	【改定】 実態に合わせるため
(2) ショップポイント加算の対象とならない売場・商品・サービス等について	(2) ショップ ポイント加算の対象とならない売場・商品・サービス等について	【改定】 記載内容整理のため
(3) ボーナスポイントについて ②期間中、各カード使用者のショップポイント対象の累計お買上金額（消費税を除きます。）に応じて、次の表のとおり金額達成の翌日にボーナスポイントを各々達成されたカード使用	(3) ボーナスポイントについて ②期間中、各カード使用者のショップポイント対象の累計お買上金額（消費税を除きます。）に応じて、 <u>次の表のとおり金額達成の翌日に当社指定の日付に</u> ボーナスポイントを各々達成	【改定】 記載内容整理のため

者に加算します。	されたカード使用者に加算します。																					
<table><tr><td>累計お買上金額（税抜）</td><td>ボーナスポイント</td></tr><tr><td>100 万円に達したとき</td><td>3,000 ポイント</td></tr><tr><td>150 万円に達したとき</td><td>10,000 ポイント</td></tr><tr><td>250 万円に達したとき</td><td>10,000 ポイント</td></tr><tr><td>以降 100 万円ごと</td><td>10,000 ポイント</td></tr></table>	累計お買上金額（税抜）	ボーナスポイント	100 万円に達したとき	3,000 ポイント	150 万円に達したとき	10,000 ポイント	250 万円に達したとき	10,000 ポイント	以降 100 万円ごと	10,000 ポイント	<table><tr><td>累計お買上金額（税抜）</td><td>ボーナスポイント</td></tr><tr><td>100 万円に達したとき</td><td>3,000 ポイント</td></tr><tr><td>150 万円に達したとき</td><td>10,000 ポイント</td></tr><tr><td>250 万円に達したとき</td><td>10,000 ポイント</td></tr><tr><td>以降 100 万円ごと</td><td>10,000 ポイント</td></tr></table>	累計お買上金額（税抜）	ボーナスポイント	100 万円に達したとき	3,000 ポイント	150 万円に達したとき	10,000 ポイント	250 万円に達したとき	10,000 ポイント	以降 100 万円ごと	10,000 ポイント	
累計お買上金額（税抜）	ボーナスポイント																					
100 万円に達したとき	3,000 ポイント																					
150 万円に達したとき	10,000 ポイント																					
250 万円に達したとき	10,000 ポイント																					
以降 100 万円ごと	10,000 ポイント																					
累計お買上金額（税抜）	ボーナスポイント																					
100 万円に達したとき	3,000 ポイント																					
150 万円に達したとき	10,000 ポイント																					
250 万円に達したとき	10,000 ポイント																					
以降 100 万円ごと	10,000 ポイント																					
（4）各カード使用者のポイント加算について ショッピングポイントとクレジットポイント（A）は各々ご利用されたカード使用者に加算されます。	（4）各カード使用者のポイント加算について ショッピングポイントとクレジットポイント（A）ポイントは各々ご利用されたカード使用者に加算されます。	【改定】 記載内容整理のため																				
2. ポイント利用加盟店以外の加盟店におけるポイントの加算について （1）加算の方法 クレジットポイント（B） ポイント利用加盟店以外の加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/）において記載のとおりポイントを加算します。このポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。	2. ポイント利用加盟店以外の加盟店におけるポイントの加算について （1）加算の方法 クレジットポイント（B） ポイント利用加盟店以外の加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/）において記載のとおりポイントを加算します。このポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日当社指定の日付に加算されます。	【改定】 記載内容整理のため																				
3. （1）加算の方法 クレジットポイント（C） イトーヨーカドーに出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額（税込）200 円ごとに 1 ポイント加算し、アリオ等に出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額（税込）200 円ごとに 2 ポイント加算します。	3. （1）加算の方法 クレジットポイント（C） イトーヨーカドーに出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額（税込）200 円ごとに 1 ポイント加算し、アリオ等に出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額（税込）200 円ごとに 2 ポイント加算します。 ① <u>イトーヨーカドーに出店するテナントの場合</u> <u>イトーヨーカドーに出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済により、当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/）で JCB 加盟店、VISA 加盟店と呼称される加盟店と同率のポイントを加算します。</u> ② <u>アリオ等に出店するテナント等の場合</u> <u>アリオ等に出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済により、当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/）において記載のとおりポイントを加算します。</u>	【改定】 記載内容整理のため																				
（3）各カード使用者のポイント加算について クレジットポイント（C）は各々ご利用されたカード使用者のカードに加算されます。	（3）各カード使用者のポイント加算について クレジットポイント（C）は各々ご利用されたカード使用者のカードに加算されます。	【改定】 記載内容整理のため																				

第6条 お買上商品返品時のポイントサービスについて 2. ポイント利用加盟店以外の加盟店における返品にともなうクレジットポイント(B)の減算が生じる場合は、減算相当分ポイントを当該返品の精算月の5日に差し引くものとします。	第6条 お買上商品返品時のポイントサービスについて 2. ポイント利用加盟店以外の加盟店における返品にともなうのクレジットポイント(B)の減算が生じる場合は、減算相当分ポイントを当社指定の日付当該返品の精算月の5日に差し引くものとします。	【改定】 実態に合わせるため
(該当なし：新設)	<u>第9条 ポイント付与の例外条件</u> 前条までに定めるポイント以外に、別途当社、ポイント利用加盟店またはポイント利用加盟店以外の加盟店、テナント等で付与するポイント（以下「キャンペーンポイント」といいます。）に関し、会員は以下の事項について予め承諾するものとします。 <u>(1) ポイントの付与に関し、不適切な利用が見受けられる場合には、当社は会員に対し、キャンペーンポイントを取り消す場合があります。また既に利用されている等により取り消すことができない場合には、付与されたキャンペーンポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。</u> <u>(2) 当社は、会員の短期間でのカードの入退会の繰り返しを検知した場合、キャンペーンポイントを付与対象外とし、もしくは入会不可とする場合があります。</u>	【新設】 施策実施に対する例外項目を新設
第9条 業務委託	第910条 業務委託	【改定】 条文新設に伴う条数の変更
第10条 本特約の変更	第1011条 本特約の変更	【改定】 条文新設に伴う条数の変更
第11条 退会または会員資格喪失時のポイント	第1112条 退会または会員資格喪失時のポイント	【改定】 条文新設に伴う条数の変更